

2017年度社会課題解決型ルール形成支援プロジェクト

実施報告書

ベトナム

「理美容開業にあたっての公衆衛生基準制度および
理美容従事者の資格制度導入」

2018年7月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

貿易制度課

目次

| | | |
|-----|------------------|----|
| 第1章 | 事業概要 | 1 |
| 1.1 | 目的 | |
| 1.2 | 背景と現地の社会課題 | |
| 1.3 | 導入を目指すルールについて | |
| 1.4 | 該当分野・製品・サービスについて | |
| 1.5 | 自社における本事業の位置づけ | |
| 1.6 | ビジネスパートナーについて | |
| 第2章 | 実施プロセスとスケジュール | 5 |
| 2.1 | 実施プロセス | |
| 2.2 | スケジュール | |
| 第3章 | 本事業の成果について | 9 |
| 第4章 | 今後の事業展開と課題 | 11 |
| 4.1 | 今後の事業展開 | |
| 4.2 | 今後の課題 | |

2017年度社会課題解決型ルール形成支援プロジェクト実施報告書

ベトナム「理美容開業にあたっての公衆衛生基準制度および 理美容従事者の資格制度導入」

報告者：株式会社ラポールヘア・グループ

第1章 事業概要

1.1 目的

ベトナムにおける理美容業界の健全な成長を目的とした制度・ルール形成の必要性を把握するとともに、今後制度・ルール形成を進めていくにあたって必要なカウンターパートを見つけ、信頼関係を構築することを目的とするフェーズ1期間として2017年11月～2018年3月の事業を進める。

フェーズ2については、ベトナムの理美容産業に必要な制度の導入についてカウンターパートと具体的なロードマップを引きながら進めていく。

また制度の導入と合わせて、日本企業の理美容産業における経験・知見を共有していくほか、理美容業界における日本商材のベトナム市場におけるさらなる展開を進める方向性を探るとともに、長期的には人材不足と言われて久しくなっている日本の理美容業界へのベトナムからの人材の流動化についても検討していく。

1.2 背景と現地における社会課題

ベトナムは平均年齢が27歳で、人口増加が10%を超えており、理容・美容サービスをもっとも利用されると言われる年齢層(20～44歳)の人口が2010～2030年で全体の約40%を占める。また、国民一人当たりのGDPも年間約5%以上の増加を続けており、生活水準の向上とともに、今後、理容・美容産業の市場拡大が期待される。

その一方で、現状では理美容室の開業にあたっての規制や技術、人材育成に関する制度も整っていないのが実情である。そのため、ハサミやカミソリなど刃物を扱うにもかかわらず、技術・衛生の面において規制やルールがなく、今後成長が見込まれる理美容業界において、市場が健全に形成されていくとは言えない。

ベトナムにおける絶対的貧困層の割合は、近年の高度経済成長の中で劇的に減少している¹が、一方で経済格差は拡大しているのが実態である。こうした社会経済的な貧困状況にある若者の支援をするNGOなど²も存在しているが、貧困下にある人々が貧困から脱却するためには、具体的な職業の技術を身につけると共に、仕事の現場に出て働いた

¹ 「統計総局のデータによれば、高度経済成長を背景に3000万人が貧困から脱出し、貧困率は1993年の58.1%から08年には14.5%に低下し、15年は5%以下となった。貧困に関する基準として新たに「多次元貧困指数」を導入した16年は4%まで低下した。」(2017年9月 時事速報 http://jijiweb.jiji.com/info/sample/sample_vietnam.pdf)

² パートナーであるREACHもその一つである。

めのマインドセットを形成することも重要である。日本の戦後の歴史を見ても、理美容産業は低所得層が手に職をつけ、社会経済的に自立して働くうえで重要な役割を担う産業であると言える。理美容産業が社会的な認知を得ると共に、理美容従事者の賃金を確保しながら産業の成長に合わせて収入を増やしていくためにも、関連制度の検討と導入が必要である。

公衆衛生の側面では、人材育成を行う際に技術の知識に加えて薬剤などの知識指導をほとんど行っていないことから、技術者の手荒れはもちろん、顧客の頭皮や髪にも悪影響が生じている。薬剤の知識や、安全な商材を仕入れる流通面において、今後日本企業が果たせる役割は大きい。また薬剤だけでなく、店舗全体の衛生管理についても、店内で飲食をしたり、使用している器具の消毒などを怠ったりしている店舗が多いことから、衛生管理の基準についても関連制度の検討と導入が求められる。

1.3 導入を目指すルールについて

導入を目指すルールについては、日本に存在している以下の 2 つの制度を検討しており、この 2 つについて現地の関係者に説明を行うとともに、必要性の可否等について 5 ヶ月間議論した。

- 理美容開業にあたっての公衆衛生基準制度：

日本において、理美容業を開業する場合には、該当する自治体の保健所の検査が事前に必要となっている。検査においては、「理美容所の基準」を満たしていることを事前に確認し、書類として提出し、開業の承認を得る必要がある。また開業後は、「理容所及び美容所における衛生管理要領」に則って営業をすることが求められる。

- 理美容に従事する人の資格（人材育成の仕組み）：

日本においては理容・美容それぞれ別の国家資格が存在している。それぞれの資格を分けていることが現状に合わないという声があることも事実であるため、ベトナムにおいては理容・美容合わせて 1 つの資格制度として、技術面だけでなく公衆衛生面での知識も理解していることを確認するような資格が必要である。

以上の 2 つの制度を通じて、顧客のことを考え理美容産業の健全な成長を願う理美容従事者たちの権利を守れるようなことを進めていきたい。具体的には、こうした基準をつくることで、ベトナム理美容産業の底上げを目指すとともに、きちんとした教育を受けた人たちが彼らの収入を正当に確保できるような産業環境をベトナムで創出していきたい。（既存の理美容業を強制的に排除することを目的とはせず、全体的な底上げを図ることで、顧客にとっても理美容従事者にとっても健全な市場の構築を目指したい。）

1.4 該当分野・製品・サービスについて

1.3に記載したような制度導入を具体的に検討する際に、日本の経験・知見を共有すると共に、ベトナムに合った制度設計の支援を進める。こうした制度設計支援の中で、日本の商材（薬剤や機材など）への関心や商材利用における研修の重要性についてもフェーズ 1 の中でヒアリングができたため、制度設計をする中で、認証をとった理美容室や理美容師が分かりやすいビジネス・メリットを享受できるようにしていきたい。

1.5 自社における本事業の位置づけ

㈱ラポールヘア・グループは、理美容業を通じて世界でもっとも社会的インパクトを生み出すことを目指し、2011年の東日本大震災の後に創業した会社である。この理念のもとで、本事業を次のように位置付けている。

●理美容産業の社会的な価値向上

国内だけでなく、海外においても理美容産業における社会的インパクトを生み出すために、純粋にベトナムの理美容産業に貢献したい。また、こうした制度設計支援を通じて、現地の人々が理美容業に従事することを誇りに思いながら正当な収入を得ることができる環境のもとでの雇用を増やしていきたい。

●国内市場に行き詰まる国内理美容業界に対する海外展開支援

市場飽和状態にある日本の理美容業界では、現在も市場規模が縮小しているにもかかわらず、出店数（独立数）は増えている。その中でもアジアをはじめとする海外進出（出店）希望者も急速に増えているが、各国のルールや文化、制度や規制に合わず断念しているケースが多い。

本事業を通じて、ベトナム市場や中長期的には ASEAN 地域の理美容産業におけるルールや文化などを同社が理解することで、海外を目指す理美容業界の仲間の応援をしたい。また彼らが海外展開をしていく際に、社会経済的に困難な状況にある人々の訓練や雇用創出を視野に入れた仕組みを構築していきたい。ベトナムでの美容学校の支援をはじめ、日本の美容学校との提携、人材育成交流も今後盛んになることが想定されるため、その架け橋になりたい。

●日本企業の商材のベトナム市場への流通

フェーズ 1 の調査を経て、薬剤調達・保険など、多くのニーズがあることが分かった。背景には、富裕層、中間層の急増により、消費者が質の高いものを知っていることがあげられる。また、日本の理美容室と同等の価格で商材を購入する現地の理美容室が増えていることも分かった。

日本には美容商材をネット販売する通販サイトが多々あるが、他のアジア諸国ではそのような美容商材販売サイトがまだ十分に発達していない。2018年3月のイベントを共

に開催した美容協会メンバーは、ベトナム国内に約 1,000 事業者ほど会員がいることから、協会と共同で日本モデルのサイト認知と購入利用を促進し、商材の質、薬剤の教育、衛生面の考え方を、技術教育を行ないながら浸透させていきたい。それに加えて、薬剤以外のセット椅子、シャンプー台等の美容機器の新品をベトナム国内で購入しても 1 年前後で壊れてしまうという現状があるため、品質とアフターサービスが強く求められ始めている。

また、現地の美容師の多くは、YouTube 等を見て自主的に練習をしている状況なので、カット、カラー、パーマ、シャンプー、接客などの動画を日本で撮影し、会員登録したユーザーに閲覧できるようにすることで、セミナー研修の開催も適時行いながら、技術向上、衛生面の認識の向上に貢献していく。

1.6 ビジネスパートナーについて

本事業を通じて、制度設計・適用に向けてのカウンターパート（ビジネスパートナー）として、*Ngành làm đẹp Việt Nam Hiệp hội Giáo dục Nghề nghiệp và Nghề Công tác Xã hội Việt Nam* (Viet Nam Association for Vocational Education Training and Social Work) との議論を進めてきた。



➤ 組織名 : Viet Nam Association for Vocational Education Training and Social Work

➤ 概要（協会からのヒアリングベース）:

組織の理事長は、元 MOLISA（労働傷病兵社会問題省）大臣の Nguyen Thi Hang 氏。ベトナム政府によって正式に 2015 年に認められた組織であり、任意団体ではない。なお、ベトナム政府によって認められている協会は珍しい

この組織の下に、理美容業界の 5 分野（ネイル、スパ、メイク、ヘア、整形）がサブ組織をつくっている。協会の目的としては、業界の健全な成長のために 5 つの分野が横につながり協力しあうことである。

また、本事業実施以前から交流のある、経済社会的に困難な状況にある若者の自立を目指す NGO 組織である REACH と職業訓練という面で協力しながら、良質な教育プログラムをつくっていききたい。



- 組織名：REACH
- 概要：2008年創設のNGO。

経済・社会的に恵まれない状況下にある若者に対して、職業訓練を行っている。年間1,000人以上の人材育成を行い、これまでに14,000人以上の人材を輩出している。
ハノイやフエの地方政府と良好な関係性を有しており、フエにおいては地元政府と連携して人材育成を行っている

第2章 実施プロセスとスケジュール

2.1 実施プロセス



各フェーズについて、それぞれ具体的に次のように進めていくことを考えている。(想定するタイムラインについても併せて記載する)

| Phase 1：情報収集・戦略の構築 | |
|---------------------------------|--|
| 2017年11月～ 2018年3月 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ ベトナムの理美容産業の現状の概要把握（関係者ヒアリング、デスクトップ調査） ✓ 制度導入に関する当事者たちのニーズ・ヒアリング ✓ 制度設計をしていく上でのステークホルダーとの関係性構築 |
| Phase 2：ステークホルダー、パートナーの選定と戦略の検証 | |
| 2018年1月～ 2018年9月 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ ステークホルダー、パートナー選定のための業界ステークホルダーの概要把握（デスクトップ調査）及び関係者ヒアリング ✓ 制度設計における関係者を含めたイベントを開催（2018年3月21日にMOLISA、理美容業経営者約100人を対象にイベントを開催） ✓ パートナーとの今後の協力関係推進のためのMOU締結（2018年3月21日に締結） ✓ 今後制度設計を進める上での具体的な戦略とロードマップの作成と関係者への個別説明実施 ✓ 戦略策定の過程において、必要に応じて日本視察も実施する |

| Phase 3 : 現地での実証展開・戦略の修正 | |
|--------------------------|---|
| 2018年9月～ 2020年3月 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 基礎となる制度の設計を進め、制度の Draft 作成（制度設計にあたり、開業に関わる制度/人材育成に関わる制度のどちらを優先的に進めるかも要検討） ✓ Draft した制度の内容について、パイロットとして制度の実証を行う（まずは民間ベースでの基準作成、展開を念頭に置いている） ✓ 実証を進めていく上での基準の改善点や、さらに全国展開していく上での検討事項を整理して、ステークホルダーと議論を進める |
| Phase 4 : 本格展開・制度化 | |
| 2020年4月～ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間ベースで進める基準を、どのように制度として実装していくかについて関係者（計画投資局やMOLISA）と議論を進める ✓ ただし、制度を実際に実装するとなると政治的などころが大きく関係するため、実装の時期などについては検討を重ねていく必要性がある |

2.2 スケジュール（出張ごとの概要）

| 出張回 | 出張日程 | 訪問先 |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 11月12日～15日 | <ul style="list-style-type: none"> • NGO REACH • 美容協会 • DOLISA in Hanoi（非公式 Meeting） • JETRO ハノイ • JICA ハノイ |
| 第2回 | 12月17日～21日 | <ul style="list-style-type: none"> • 美容協会（元 MOLISA 大臣と面会） • NGO REACH • JETRO ハノイ |
| 第3回 | 1月31日～2月10日 | <ul style="list-style-type: none"> • 美容協会 • NGO REACH • DOLISA in Hue、DOLISA in Hanoi • 美容室（ホーチミン） • JETRO ハノイ • JETRO ホーチミン • UNDP ハノイ事務所 |
| 第4回 | 3月19日～23日 | <ul style="list-style-type: none"> • 美容協会 • イベント開催（2018年3月21日） • REACH |

各機関・組織訪問理由と、そこからの成果について：

● 美容協会

(1回目面会)：

当初はベトナムにおける理美容関連の協会としてどのようなところがあるのかを把握するつもりで、数カ所の協会に面会を依頼し、実際に面会した。その中で、第1回の出張でお会いした Ms. Thuy Hang (Northern Association of Hair Clubs 創設者) が、Viet Nam Association for Vocational Education Training and Social Work (VAVET&SLOW) の中でヘア部門を牽引していることがわかり、元 MOLISA 大臣の Nguyen Thi Hang 氏が理事長を務める VAVET&SLOW と面会する機会を得た。議論の中で、日本の戦後の理美容業の発展の歴史などを説明し、彼らも制度の必要性を感じていることが聞けた。

(2回目面会)：

1 回目の面会を通じて、日本の制度の詳細について聞きたいという話をもらったので、日本の関連制度（公衆衛生及び人材育成）に関する資料を持参し、詳細説明を行った。その上で、ベトナムでどのような制度が本当に必要なのか議論すると共に、現場の理美容業を経営する人たちの意見も聞きたいと伝え、イベントの共同開催を決定。

(3回目面会)：

イベントの内容の詳細と準備、役割分担について議論を行う。日本側に全ての費用負担を求めてきたので、制度実装を考える上で、ベトナム側が主導するべきであり、関係性は対等でないと進められないことを伝える。会場費は日本側、その他集客や資料の印刷などは、全てベトナム側で進めることで合意。3月のイベントの中で、今後の制度設計に向けた継続的な議論と協力関係に関する MOU を結ぶことについても合意する。

(4回目面会)：

2018年3月21日のイベントの事前準備として前日に面会。21日にはイベント開催。

● REACH

(1回目面会)：

本事業を改めて説明すると共に、制度設計をする上でのステークホルダーや把握すべき既存の仕組みについてのヒアリングを行う。(DOLISA ハノイの紹介や、上記 Ms. Thuy Hang の紹介などをしてもらう)

(2回目面会)：

REACH が経営している既存サロン (EM サロン) の課題や人材育成における課題などについてヒアリングを行うと共に、上記 VAVET&SLOW との打ち合わせに同行してもらい、協働でのパイロット実施可否について議論。

(3回目面会)：

DOLISA フェエ及びハノイの紹介を得る。人材育成の仕組みなどについての知見を得る。

(4回目面会)：

今後のプロジェクト推進における方向性やこれまでの総括報告。

● JICA ハノイ事務所

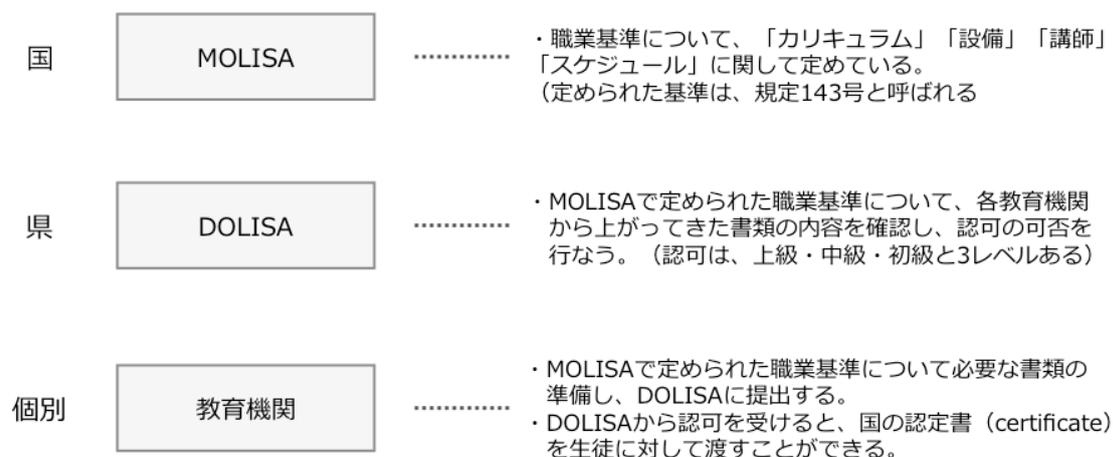
ベトナムにおいて制度設計や展開をしていく上での政府のステークホルダーについてヒアリングを行うために伺った。また、JICA が実施している「日本式技能検定」の制度のプロセスについてヒアリングをすることで、特に人材育成における制度化の参考にしようと考えた。

ヒアリングの結果としては、「日本式技能検定」も土木分野については制度化され、ベトナムと日本の間での人材流動が生まれているが、それ以外の技能についてはなかなか検定の実施が進んでいないことが理解できた。加えて、制度化にあたっては大きな影響力を持つベトナム政府や民間の意向を集める必要があることも理解できた。

● DOLISA (フエ、ハノイ)

人材育成の仕組みや制度についてのヒアリングを行う。

当初の DOLISA ハノイの打ち合わせでは、人材育成の基準は DOLISA が持っているという話を聞いていたが、数度のヒアリングの中でそれが誤認識であることが理解できた。人材育成については、以下のような関係性で制度設計が行われている。(理美容に限らず、広く職業訓練一般として)



● UNDP ハノイ事務所

女性雇用や女性起業に関する意見交換を行う。

UNDP ハノイとしては、2017 年から特に女性の起業に関する調査やインタビューを行っていることがわかった。(理美容に特化した議論は、彼らのメイン業務と異なるため実施しておらず、本案件の概要説明や進捗状況について説明している)

● 各美容室店舗、美容室経営者

現状のベトナム国内における理美容の現状を把握するため、高級店から現地ローカルな店舗まで幅広く視察すると共に経営者へのインタビューなどを行い、制度に対する（公衆衛生・人材育成両方の制度）意見などを聞いた。

経営者によっては、人材育成に力を入れており独自の基準を持っていることがわかったが、その一方で衛生状態が悪く技術レベルも低い理美容の店舗が濫立する現状への課題意識が大きいこともわかった。



- JETRO ハノイ事務所

渡航の都度、進捗報告及び今後の具体的な協力依頼などを行った。

- JETRO ホーチミン事務所

ベトナム国内における政治的な背景、政権の動きなどを聞き、現在カウンターパートである VAVET&SLOW と議論をする中で、どのように制度の実装を進めていけば良いのか相談した。また以前経済産業省の案件で実施されていた類似プロジェクトについても伺った。

第3章 本事業の成果について

2018年3月現在、第2章に示した Phase 表では Phase2 の半ばに位置していると考えている。



本案件期間である、2017年11月～2018年3月の間ではステークホルダーの選定を目

標にしていたが、この目標は達成できたと考えている。また、当初は想定していなかった規模でのイベント開催を行い、VAVET&SLOW だけでなく計画投資局や MOLISA などの省庁関係者にも参加頂けたことは、想定以上の大きな成果と言える。

現状では、ベトナム全土でネットワークを持つ美容協会（VAVET&SLOW）との関係性構築に力を入れ、MOU 締結までを行ってきているが、次のフェーズではより制度設計を視野に入れた省庁との関係性作りも行っていきたい。

2018 年 3 月 21 日に行ったイベント詳細については、以下記載する。

| | |
|---------|--|
| 開催概要 | <p>会場： Hilton Opera Hanoi Hotel 日程： 2018 年 3 月 21 日 14:00～17:00 主催： Viet Nam Association for Vocational Education Training and Social Work、Rapport hair Group Co., Ltd. 共催： JETRO</p> <p>ベトナムにおける理美容室開業にあたっての公衆衛生基準および理美容従事者の資格をめぐり、今後どのような仕組みの導入が可能なのかについて、ベトナム北部を中心とした美容サロン経営者が集まり議論した。</p> |
| 参加者 | ベトナム国内の美容サロン経営者（約 100 人） |
| イベント式次第 | <ol style="list-style-type: none"> 1. Opening Remark : Former Minister of MOLISA NGUYEN THI HANG 2. 共催者 : JETRO Hanoi Chief Representative Hironobu KITAGAWA 3. ベトナムの美容業界の現状と課題 : Mr. Le Anh Miah 4. ベトナムの美容業界における人材育成における課題 : ベトナムビューティー産業訓練・育成協会 理容美容委員長 Ms. Quach Thanh Huyen 5. MOLISA 職業訓練局 6. 日本の美容業界の発展の歴史と制度について Rapport hair Group Co.,Ltd. CEO&Founder Wataru HAYASE |
| 成果 | 今後の継続的な法整備にあたっての協力関係に関わる覚書（MOU）を、Viet Nam Association for Vocational Education Training and Social Work と締結。 |
| 考察 | 参加した理美容経営者たちからも法整備の必要性に関する積極的な |

| | |
|--|--|
| | <p>発言があったことから、草の根レベル・民間レベルでのルール形成の必要性を実感する機会となった。</p> <p>また、MOLISA 職業訓練局より、美容業界の法整備について非常に重要で、今回のイベントをきっかけに議論を進めていってほしいというコメントを頂き、今後更に省庁も含めた制度整備を進めていく機運が高まったと言える。</p> |
|--|--|



第4章 今後の事業展開と課題

4.1 今後の事業展開

- 具体的な制度設計・制度(基準) Draft 作成、詳細ロードマップ作成 (2018年4月～8月)

具体的な制度や人材育成及び店舗の公衆衛生面での基準を設計するため、主なカウンターパートである VAVET&SLOW と議論を重ねるだけでなく、MOLISA などの関係者とも打ち合わせを行う。基準の具体化と合わせて、パイロット事業の実施方法などを含めた制度や基準の展開について、詳細ロードマップを作成し、関係者の合意を得る。

●パイロット事業の実施（2018年9月～）

基礎となる制度の設計を進め、制度の Draft 作成を VAVET&SLOW と協力して作成した後、VAVET&SLOW でヘア分野を牽引している Ms. Thuy Hang の自社サロンにおいて、理美容室開業にあたっての公衆衛生基準を満たすサロン展開のパイロット事業を行う。併せて、ベトナム国内に合わせた基準づくりの詳細について議論を重ねる。同時に、理美容従事者の資格内容に関しては、美容専門学校で学ぶ内容や国家試験の内容を共有し、必要な知識や内容を絞り込んでいく。

この制度設計やパイロット事業実施において、基準を満たすことによるメリットを検討していくと共に、同社及び日本企業の商材展開の可能性なども模索する。

また、低所得者向けには資格取得にあたり授業料の支援をするなどの仕組みを制度設計に取り入れることで、ベトナム国内の低所得者層が理美容に従事することで生計向上が図れるような仕組み作りも検討していく。

●日本企業の商材流通事業の検討（2019年9月～）

薬剤導入等の輸出入に関しては、税関やベトナム国内販売の権利がポイントになるため、ラポール・ヘアグループ社が輸入元に対してベトナム総販売元の権利を引き出せる仕組みを作り、ベトナムで販売する独占の権利を持つことが必要であると考えている。この辺りは、制度設計の実証が進む中で、他の日本企業とも議論しながら実施に向けて準備を進めたい。

4.2 今後の課題

今後の事業の課題として主に2点を考えている。

ベトナムでは、弊社の日本国内でのビジネスモデルとは異なる社会課題とターゲット設定であるため、本事業と日本国内での事業シナジーを慎重に検討する必要がある。

また、社会主義のベトナムにおいて民間レベルで制度設計を進めていくことは、実際に法制度を進める上では時間もかかり、制度として認められるハードルも高いため、今後より長期視点で省庁との連携も進めていきたい。

以上